

奈良県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北道穂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	今中 成典	葛城市北道穂七二
〃	吉村 恭信	〃 四三
〃	堀川 佳秀	〃 六三
〃	吉川 正典	〃 一六二―三
〃	蔵田 仁	〃 五二
監事	吉川 孝子	〃 一四七―四
〃	吉村 元成	〃 八〇

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	今中 成典	葛城市北道穂七二
〃	吉村 恭信	〃 四三
〃	堀川 佳秀	〃 六三
〃	吉川 正典	〃 一六二―三
〃	蔵田 仁	〃 五二
監事	吉川 孝子	〃 一四七―四
〃	吉川 雅祥	〃 八六―二